

家庭ごみは燃やさず ごみ集積所に出しましょう！

野外でのごみの焼却に迷惑している人がたくさんいます。

ごみの焼却は、廃棄物処理法、福岡県公害防止条例により一部の例外を除き禁止されています。煙や臭いでご近所に迷惑がかかるほか、火災の原因にもなります。

また、煙や煤の人体への影響には個人差があります。燃やしている本人は平気でも、咳が出る、目がチカチカする、頭が痛くなる人がいることを忘れないでください。



野外焼却禁止の例外規定（一部）

例外規定	該当行為例
風俗習慣上・宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	正月の「しめ縄、お札、門松等」を焚く行事
農業・林業・漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	焼き畑、畔の草の焼却
たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	落葉焚き

これらは公益上・社会の慣習上やむを得ない、または、**周辺地域の生活環境に与える影響が小さい場合に限り**ます。煙や臭いでご近所から苦情が出るような燃やし方であれば中止していただくことがあります。

落葉は燃やせるごみの袋に入れられませんか？
稲わらは鋤き込めませんか？
ご近所のことを思いやって、みんなが住みやすい久留米をつくらば！



（お問合せ先） 久留米市環境部
家庭ごみの焼却苦情について…環境保全課（30-9043）
事業所のごみの焼却苦情について…廃棄物指導課（30-9148）
ごみの出し方について…資源循環推進課（37-3342）